

なぜ排水管清掃作業従事者研修を年 1 回受けなければならないのか？

建築物排水管清掃業登録基準に、①物的要件、②人的要件があり、その中の「②人的要件」に、

- (1) 排水管清掃作業監督者がいること
- (2) 排水管清掃作業従事者は研修を修了していること

となっています。

排水管清掃作業従事者の研修については、

- (1) 実施主体：事業者または建築物衛生法第 12 条の 6 の指定団体若しくは厚生労働大臣が指定するその他の法人
- (2) 研修内容：排水管の清掃に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること
- (3) 指導者の要件：排水管清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識技能を有する者
- (4) 研修の頻度：作業に従事する者全員が年 1 回以上受けられること（年 1 回とは 1 日程度で、回数を分けて実施してもよい）

以上が厚生労働省より決められています。